

盛岡広域振興局長告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、岩手山麓土地改良区（滝沢市）の松川頭首工管理規程の変更を認可した。

なお、変更後の当該管理規程の概要は、次のとおりである。

令和5年10月20日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1 取水及び出水に関する事項

（1） 頭首工の取水位は、標高236.0メートルとする。

（2） 取水期間は、毎年5月15日から8月31日までとする。

2 洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

3 頭首工を操作するために必要な機械器具及び観測設備の点検及び整備に関する事項

4 その他頭首工の管理に関し必要な事項